

# 愛知県立杏和高等学校部活動に係る活動方針

## 1 目標

- (1) 自らスポーツや文化的活動に取り組むことにより、意欲の向上や責任感などの自己を高める態度と自主的・自律的な心を養う。
- (2) 学級や学年を越えて行われる集団活動を通して、互いに思いやる心や好ましい人間関係、連帯感などの社会性を養う。
- (3) 生徒の調和のとれた発育・発達と体力の向上に寄与し、豊かな人間性や生活の充実など生徒の「生きる力」を育む。
- (4) 生涯にわたり豊かなスポーツライフや文化的活動を継続する資質や能力を育てる。
- (5) 活動計画を作成し、計画的な指導を行う。また、休養日や活動時間を部の実情に合わせて設定し生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動

#### ①運動部

バレーボール女子・バスケットボール男子・バスケットボール女子・卓球男子・卓球女子・  
バドミントン男子・バドミントン女子・剣道・ソフトテニス男子・ソフトテニス女子・  
サッカー・野球・陸上競技・弓道・ソフトボール・ハンドボール(令和8年度廃部)

#### ②文化部

理科・美術・茶華道・E L C ・ J R C ・吹奏楽・商業

### (2) 活動時間及び日数について

#### ①活動時間

学 期 中：季節により異なるが1～3時間程度とし、1日当たり活動時間の年間平均が2時間程度になる  
ようにする。

長期休業中：おおむね3時間程度とする（練習試合や大会等を除く）。ただし、やむを得ず延長する場合は、  
適切な休憩時間を設け、生徒の安全と健康に配慮して活動する。

②休養日：原則、週休日等は1日以上、平日は週1日以上の休養日を設ける。大会等で週休日を休養日とでき  
なかつた場合は、平日に代替日を設ける。

#### ③その他

- ・定期考查1週間前及び定期考查中は部活動を行わない（定期考查最終日は除く）。大会等がある場合は、校  
長が許可した場合のみ活動を認める。
- ・8月の会議・行事を入れない期間、年末年始の学校閉校日は原則部活動を行わない。ただし、大会等があ  
り、やむを得ず活動する際には、校長が許可した場合のみ活動を認める。

## 3 部活動運営

### (1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても部活動での指導における体罰等は決して許されないも  
のであるという認識を持ち、体罰のない指導を徹底する。

### (2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての  
指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。